

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 障害福祉課	吉田 稔
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援④	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	319,201

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンジ&チャレンヅ2025 本文)		(取組項目)							
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。		i) 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進 ii) 障害者の日常生活の福祉向上 iii) 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談 iv) 支援センターが実施する精神保健福祉相談、こころの電話による相談							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円 (R7)	
	実績値②	17,664円 (R元)						進捗状況	
		達成率②/①						—	障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、依然として下記①から③の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 ③販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品開発や、新たな分野の開拓が必要である。
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	県障害者スポーツ大会参加者数(人)	目標値①	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395 (R7)	
	実績値②	1,395 (R元)						進捗状況	
		達成率②/①						—	このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。上記①については、平均工賃額がロークラス～ミドルクラスの事業所を対象に専門家による実地指導を実施し、その内容を県内の各事業所向けのセミナー等により共有し、②、③については、事業所の取組の周知と収入増を目的として、事業所商品の販売会の実施、オンラインショップの開設など販路の拡大を図っている。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域の開拓が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。 「県障害者スポーツ大会」はスポーツ活動を通じて、障害者の社会参加の推進や健常者との交流を図ることを目的としており、参加者の拡大が障害者への理解促進、共生社会への実現に欠かせないものとなっている。 一方で、障害者においても高齢化が進んでおり、近年、大会への参加者は減少傾向にあり、今後も障害者人口の減少も見込まれることから、本大会の効果を継続的なものとするために、基準年の令和元年度の大会へ参加者数1,395人を目標として、参加者の維持・確保に取り組むことが必要である。

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和2年度事業の実施状況 (令和3年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R元目標	R元実績	達成率		
				R2実績					R2目標	R2実績			
				R3計画	R3目標	R3実績							
事業実施の根拠法令条項				事業実施の根拠法令条項									
事業期間				法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象						
所管課(室)名													
取組項目 i	○	1	障害者スポーツ振興費	29,481	8,907	1,591	長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。	【活動指標】	27	37	137%	●事業の成果 新型コロナウイルス感染症の影響で県内の障害者スポーツの普及・振興を図るための活動が制限されたが、可能な分を実施した。(障害者の社会参加。生活の質の向上に寄与した。) 新型コロナウイルス感染拡大状況下で大会を中止したことで成果指標が0となった。	
				8,217	5,838	1,566		【活動指標】	37	12	32%		
				43,646	8,483	1,571		【活動指標】	37				
			身体障害福祉法第21条			【成果指標】		1,447	1,395	96%			
			S38-			長崎県障害者スポーツ協会、身体障害者、知的障害者、精神障害者		【成果指標】	1,395	0	0%		
	障害福祉課			○	—	—	【成果指標】	1,395					
	○	2	障害者芸術文化活動普及支援事業費				芸術文化活動を行う障害者や家族、障害福祉施設、文化施設、支援学校等を支援する拠点(「障害者芸術文化活動支援センター」)を設置し、「県内の福祉施設等への相談支援」「芸術文化活動を支援する人材の育成」「関係者のネットワークづくり」「発表等の機会の創出」「情報収集・発信」を行うための体制づくりを図った。	【活動指標】					●事業の成果 R2年度は事業初年度のため協力委員会の設置、作品投稿サイトの立ち上げ、県内の福祉事業所、NPO法人、当事者等へのアンケート調査などを実施した。
				1,990	1,000	1,595		【活動指標】	10	0	0%		
				2,800	600	1,591		【活動指標】	10				
			障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 第9～19条			【成果指標】							
R2-4			○	—	—	支援を受けて芸術文化活動を行った障害者数(人)	150	0	0%				
障害福祉課			○	—	—	県内に事務所を置く社会福祉法人等	150						
取組項目 ii	○	3	地域生活支援事業費	242,322	202,572	0	障害者(児)の自立した日常生活又は社会生活の促進に向け、点訳奉仕員養成研修等を実施したほか、市町等が実施する意思疎通支援、移動支援や日常生活用具の給付事業等に対して助成を行うなど、障害者の福祉の増進を図った。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 手話通訳者等の派遣による意思疎通支援、余暇活動等の補助のための移動支援、入浴補助用具等の日常生活用具給付事業等を行い、福祉の増進を図った。 障害者(児)が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援体制の整備により障害者の日常生活の福祉向上に寄与した。	
				248,955	200,167	0		【活動指標】	21	21	100%		
				250,669	211,730	0		【活動指標】	21				
			障害者総合支援法第77条、第78条			【成果指標】		実施	実施	—			
			S47-			市町数(市町)		実施	実施	—			
	障害福祉課			○	—	—	実施の有無	実施	実施	—			
	○	4	障害者就業生活支援事業	39,270	19,636	3,977	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置している。センター経費のうち、生活支援員の経費を負担した。	【活動指標】	7	6	86%		●事業の成果 ・上五島圏域への設置に向けて、関係機関(社会福祉法人、町など)に対し事業の目的、内容及び実施条件等にかかる説明会を実施した。 ・R2のセンター登録者数は、目標には達していないが、H23以降、年々増加している。 【センター登録者数】 H28:1,729人、H29:1,677人、 H30:1,817人、R元:1,907人、 R2:1,986人
				37,673	18,837	3,912		【活動指標】	7	6	86%		
				39,270	19,636	3,927		【活動指標】	8				
			H14-			【成果指標】		2,453	1,907	78%			
障害福祉課			—	—	—	登録者数(人)		2,639	1,986	75%			
			○	—	—	社会福祉法人等	2,042						
○	5	愛の県民運動費	8,667	1,939	1,591	障害者の福祉向上を図るため、県民の理解を深め、善意を集める募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により、障害者福祉団体等が実施する障害福祉事業に対して助成を行った。	【活動指標】	421	418	99%	●事業の成果 8件の県内障害者福祉団体、ボランティア団体に対して助成を行い、障害者福祉の増進に寄与した。		
			8,180	1,675	1,566		【活動指標】	418	419	100%			
			11,085	2,012	1,571		【活動指標】	419					
		S47-			【成果指標】		1,797	1,924	107%				
		障害福祉課			—		—	—	募金者、障害者福祉団体、ボランティア団体、身体・知的・精神障害者	【成果指標】		1,924	2,011
			○	—	—	寄付件数(件)	2,000						
			○	—	—	寄付額(円)							

取組項目 ii	6	長崎県障害者施策総合推進事業費	350	350	1,591	障害者施策の総合的・計画的な推進に必要な事項の調査審議等のため、障害者施策推進協議会を開催した。	【活動指標】 障害者施策推進協議会の開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 障害者施策推進協議会において、県の施策等に関する報告を行うと共に第6期長崎県障害者福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画に対する意見を聴き、協議・検討を行い、策定に至った。		
			381	381	1,565			2	2	100%			
			892	892	1,591			1					
		H14-			障害者基本法 第36条			【成果指標】 障害者施策推進協議会での意見を県の施策に反映した件数(件)	数値目標なし	0		—	
		障害福祉課			○		—	—	県民	数値目標なし		1	—
取組項目 iii	7	障害者差別対策事業費	7,056	6,857	3,977	障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営、障害のある人に対する理解促進のための啓発等を行った。	【活動指標】 条例説明会等の開催回数(回)	10	11	110%	●事業の成果 条例の普及啓発や、相談のあった差別事案の解決、推進会議の開催等を実施した。 (相談件数) 平成28年度:47件 平成29年度:43件 平成30年度:45件 令和元年度:23件 令和2年度:22件		
			6,432	6,225	3,912			10	11	110%			
			8,954	8,618	3,927			10					
		H24-			—			【成果指標】 相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合(%)	100	100		100%	
		障害福祉課			—		—	—	県民	100			
取組項目 iv	8	保健所精神保健費	2,656	2,656	19,090	保健所において、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、適切な助言、指導を行った。	【活動指標】 地域精神保健医療福祉協議会ネットワーク構築のための会議出席者数(人)	500	640	128%	●事業の成果 精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた。特に電話相談件数は昨年度より増加した。 地域の中では、精神保健福祉に関する相談機関として保健所を広く、認識されており、相談者のみならず、市町、関係機関、民間団体等と連携し維持されている。		
			2,110	2,110	18,778			500	590	118%			
			4,787	4,787	18,847			500					
		S41-			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、47条			【成果指標】 訪問・相談者数(人)	5,000	5,724		114%	
		障害福祉課			○		—	—	県民	5,000		6,494	130%
取組項目 iii	9	精神障害者社会参加促進事業	3,813	1,908	16,703	精神障害者の自立支援、社会参加へ向け、地域の体制づくり、普及啓発を行った。	【活動指標】 地域移行支援協議会開催数(回)	9	15	167%	●事業の成果 新型コロナウイルス感染症拡大のため、オンライン又は書面開催となったが(1圏域においては、協議会を中止)、保健所を中心に医療、保健、福祉関係等が精神障害者の地域移行に関する課題等について協議することで、顔の見える関係づくりができ、地域の課題解決に向けた取組の共有ができた。 目標とする退院率もおおむね達成できた。 ※退院率:精神保健福祉資料からの報告により6月1か月間に新たに入院した患者のうち、1年以内に退院している者の割合(各年、一昨年度の数値)		
			2,243	1,124	16,430			9	13	144%			
			4,862	2,431	16,491			9					
		H27-			—			【成果指標】 入院後、1年時点の退院率(%)	90	88.8		99%	
		障害福祉課			—		—	—	県民	90		84	94%
取組項目 iv	10	支援センター(精神)事業費	2,858	1,896	44,542	県民からの精神保健福祉や依存症等に関する相談を受け、相談者に応じた適切なアドバイスを行い、必要に応じ、関係機関とも協議を行った。	【活動指標】 支援センターが実施した普及・啓発等への参加者数(人)	6,500	5,776	88%	●事業の成果 普及・啓発に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等が予定どおりに実施出来なかったことにより目標を達成することが出来なかった。しかし、依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事者及びその家族からの相談に繋がりを、適切な支援を行うことができた。 当事者及びその家族からの相談に対応することで、地域で安心して生活し、社会参加ができるような援助体制の整備に寄与した。		
			3,020	793	43,814			4,000	2,327	58%			
			2,701	1,141	43,977			4,000					
		H19-			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条			【成果指標】	3,300	3,311		100%	
		障害福祉課			○		—	—	県民	3,300		3,606	109%
						相談対応件数(件)	3,300						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 県内各地域に出向き、スポーツレクリエーション教室を開催することで、これまでスポーツに接する機会がなかった障害者の活動の機会を広げ、さらに、障害者が身近でスポーツを楽しめるように、「障害者スポーツ人材バンク」を設置し、養成した指導者等を学校等に派遣し、スポーツの指導や模範演技等を行う活動を行ってきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により従来どおりの開催できなかったため、活動指標が大幅に減少した。次年度以降は、感染防止対策を図り、これまでどおりの活動ができるようにし、障害者スポーツへの取組のきっかけや社会参加、生活の質の向上につなげたい。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 新型コロナウイルス感染症感染防止対策に配慮した形で、スポーツレクリエーション教室を開催し、障害者の社会参加、生活の質の向上のため支援を継続していく。</p>
<p>ii 障害者の日常生活の福祉向上</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 地域生活支援事業には県事業と市町事業があり、その組み合わせにより地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施することで、障害のある方が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与してきた。しかし、地域生活支援事業の事業費については原則国が1/2を補助することになっているにもかかわらず、実際の補助額が国の予算の範囲内に制約されてしまうことから、事業を実施している県及び市町に対して財政的なしわ寄せが生じている。 愛の県民運動は、障害者の福祉向上を図るため、募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により障害者福祉団体が実施する障害福祉事業に対して助成金の配分を行っているが、長期にわたる低金利により運用益は低迷しており、各障害福祉事業の実施に伴い基金残高は減少傾向にある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 地域生活支援事業については、九州各県同様の状況であり、九州各県障害保健福祉主管課長会議を通じて九州各県一体となって国に要望していく。 愛の県民運動については、基金箱への寄付が主な収入源となっており、基金箱の設置等について、幅広い分野へ協力を働きかける。また、併せて取り崩し額の抑制を検討する。</p>
<p>iii 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人保健相談に対し、相談に応じた的確な助言・指導を行うことができた。また、必要に応じて市町、医療機関、相談事業所等へ繋ぎ、個々に応じた組織的な支援を行うことができた。今後は市町、医療機関、関係機関等の医療、保健、福祉が連携した支援体制を一層強化するためには、保健所の継続的な事業実施、市町が行う精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築体制への支援を行う必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 精神障害者の相談内容は複雑化していることから、市町、地域関係機関と情報共有し、必要に応じて地域ケア会議を開催するなど連携体制を強化していく。 また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築体制を図るためには、市町が行う自立支援協議会等での協議の場を活用しながら、地域の特性に応じた取組を推進していく。 令和3年度には保健所の事業強化、市町を対象にした地域包括ケアシステムの理解促進を図るために、研修会を開催し人材育成の強化も行っていく。</p>
<p>iv 支援センターが実施する精神保健福祉相談、こころの電話による相談</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 社会の多様化に伴い、相談内容も多岐にわたっている現状を考慮し、関係機関(福祉・保健・医療)との情報共有など、相談者の地域生活に必要な生計、サービス、通院などに関するケアについての一層の連携が必要。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から集合型で実施していた啓発事業について計画どおりに開催できなかった。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 相談内容が多様化し、要因も複雑化していることから、関係機関との連携強化を目的に情報共有シート等の活用や、必要に応じて連携支援会議を開催し、相談体制を強化していく。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容		令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			事業期間 所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	障害者スポーツ振興費 S38- 障害福祉課	県障害者スポーツ大会の開会式の分散開催や実施時期の見直しについては検討していたが、新型コロナウイルス感染症が終息していないため、大会自体が延期となった。 ※今後、開催が決定された場合は、検討したい。	②⑥⑨	他の行事と重複したり、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、県障害者スポーツ大会の分散開催や実施時期の見直しについて引き続き検討する。	改善
		2	障害者芸術文化活動普及支援事業費 R2-4 障害福祉課	本事業の補助先において、令和2年度に障害者芸術文化の普及に向けたHP開設や関係団体による協議会等の立ち上げなどを行い、普及支援の本格実施に向けた体制が整ったことから、相談支援や人材研修、機会の提供などに取り組む段階に移行した。			
取組項目 ii	○	3	地域生活支援事業費 S47- 障害福祉課	—	—	障害者(児)の福祉の増進が図られ、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、引き続き、地域の特性や心身、生活の状況に応じた柔軟な事業の実施に取り組んでいく。	現状維持
		4	障害者就業生活支援事業 H14- 障害福祉課	県主催のセミナー等において、「障害者就業・生活支援センター」の周知を図ることとした。また、未設置圏域のうち、上五島圏域については、令和4年4月からの委託に向けて関係機関と連携し説明会等を実施することとし、壱岐圏域についても情報収集に取り組むこととした。			
	5	愛の県民運動費 S47- 障害福祉課	—	—	引き続き障害者(児)に対する県民の理解を深めるとともに、善意を結集させる募金活動を行う。 また、この募金により造成した基金を活用し、障害者(児)の福祉の向上へ繋げるため、障害者福祉団体等が実施する事業への助成を引き続き実施する。	現状維持	
		6	長崎県障害者施策総合推進事業費 H14- 障害福祉課				—
	7	障害者差別対策事業費 H24- 障害福祉課	—	—	本事業により、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる条例等を広く県民へ普及し、さらなる啓発に取り組む。 また、相談のあった事案については確実に解決していくことが必要であるため、継続して事業を実施する。	現状維持	

取組 項目 iii	○	8	保健所精神保健費	—	—	保健所が行う事業を通して、精神障害者についての正しい知識の啓発、精神障害者への早期治療の促進、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために、引き続き実施する。	現状維持
			S41-				
			障害福祉課				
取組 項目 iv	○	9	精神障害者社会参加促進事業	「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築」に係る指標の完成及び各市町での活用に向けた研修会を実施する。	②⑤⑨	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくりを行うため、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築」に係る指標の活用を含め各市町での取り組みを支援する。	改善
			H27-				
			障害福祉課				
取組 項目 iv	○	10	支援センター(精神)事業費	—	—	精神保健福祉法の規定により義務付けられている機関であり、その業務についても同様に定められている。依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事業者及びその家族からの相談に繋がり、適切な支援を行うこととしている。 各事業の相談窓口や正しい知識の普及を従来からのリーフレットや健康教育等で周知すると同時に、SNSなどを活用した新たな周知の手法を取り入れて、今後も更なる取り組みの充実を図る。	現状維持
			H19-				
			障害福祉課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点